

全ト協発第152号(輸)
平成30年6月18日

都道府県トラック協会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 己

特定家庭用機器廃棄物（家電4品目）の適正な引渡し等について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、経済産業省、環境省より「特定家庭用機器廃棄物の適正な引渡し」について、会員事業社に対し、周知徹底するよう要請がございました。

家電4品目は買換えに伴い排出されるほか、転居等に伴い排出されることが多く、転居を行う消費者に対して、運送事業者としての特定家庭用機器廃棄物の引取りに係る案内に加えて、適正排出の呼びかけを行うことが重要であると考えられます。

つきましては、貴協会におかれましても、上記についてご理解をいただき、特定家庭用機器廃棄物の適正な引渡しが行われるよう傘下会員事業者に対しご周知賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

◆本件に対する問合せ先

公益社団法人 全日本トラック協会

輸送事業部 礎 ・ 杉崎 TEL：03-3354-1038

20180601情第2号

環循総発第1806124号

平成30年6月12日

公益社団法人全日本トラック協会 会長 殿

経済産業省商務情報政策局長



環境省環境再生・資源循環局長



小売業者が引き取った特定家庭用機器廃棄物の適正な引渡し等について

今般、引越業者であって特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）上の小売業者に該当するものの一部が、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取っていながら、その一部を製造業者等へ引き渡していなかったことが、経済産業省本省及び環境省本省並びに経済産業局及び地方環境事務所の立入検査で判明し、家電リサイクル法第16条第1項の規定に基づく勧告を行いました。

排出者から引き取った特定家庭用機器廃棄物を小売業者が製造業者等に引き渡すことは、家電リサイクル法が定める小売業者の重要な義務であり、引渡しが行われていなかったことは、誠に遺憾であります。

今後も引き続き家電リサイクル法の規定に則して立入検査を実施する所存ですが、貴会におかれましては、下記事項の徹底について貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

なお、本年2月に、引越業者に向けた家電リサイクル法に関するリーフレットを作成しておりますので、周知に当たって御活用ください。

記

1. 引き取った特定家庭用機器廃棄物の適正な引渡しについて

小売業者は、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合、又は特定家庭用機器として再度使用し、若しくは販売する者に有償若しくは無償で譲渡する場合を除き、家

電リサイクル法第10条に基づき製造業者等に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡さなければなりません。

なお、「特定家庭用機器として再度使用し、若しくは販売する者に有償若しくは無償で譲渡する場合」とは、譲渡先の者が適正にリユースをする又はリユース販売をする場合のみを指すものであり、「リユース利用」又は「リユース販売」を行うと称しつつ、実際にはそれらを行わない者（いわゆる「不用品回収業者」や「スクラップ業者」など）に有償又は無償で譲渡することはこれに該当しません。

2. 特定家庭用機器廃棄物管理票の管理について

小売業者は、排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取るときは、自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合、又は特定家庭用機器として再度使用し、若しくは販売する者に有償若しくは無償で譲渡する場合を除き、特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）に必要な事項を記載し、当該排出者に当該管理票の写しを交付しなければなりません。

平成 30 年 6 月 12 日

環境省共同発表

家電リサイクル法対象機器の不適正処理に係る勧告及び
報告徴収を行いました

株式会社サカイ引越センターの奈良支社及び奈良南支社において、排出者から引き取った廃家電の一部が、製造業者等以外の者（いわゆるスクラップヤード業者）に引き渡されていたことから、経済産業省及び環境省は、家電リサイクル法第 16 条第 1 項に基づき、株式会社サカイ引越センターに対し、排出者から廃家電を引き取ったときは、製造業者等に当該廃家電を引き渡すべき旨の勧告等を行いました。

1. 経緯・事実関係

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）上の小売業者に該当する株式会社サカイ引越センターの奈良支社及び奈良南支社（いずれも奈良県大和郡山市）に対して、経済産業省本省及び環境省本省並びに近畿経済産業局及び近畿地方環境事務所が家電リサイクル法第 53 条第 1 項に基づく立入検査を実施したところ、排出者から引き取った特定家庭用機器廃棄物（以下「廃家電」という。）である廃エアコンの一部が、製造業者等以外の者（いわゆるスクラップヤード業者）に有償で引き渡されていた事実が確認されました。

これを受け、平成 30 年 5 月 16 日、経済産業省及び環境省において、株式会社サカイ引越センターに対し、家電リサイクル法第 52 条に基づき報告を求めたところ、同月 31 日、以下のとおり、奈良支社及び奈良南支社で、複数の従業員の関与により、製造業者等以外の者への引渡しが行われたとの報告を受けました。

株式会社サカイ引越センターから報告された、引き取った廃エアコンの一部について製造業者等以外の者への引渡しを行っていた期間及び台数

支社	製造業者等以外の者への引渡し期間	製造業者等以外の者への引渡し台数
奈良支社	平成 25 年 10 月から平成 29 年 12 月まで	639 台
奈良南支社	平成 25 年 4 月から平成 30 年 4 月まで	318 台

※上記の期間及び台数は、株式会社サカイ引越センターが従業員等への聴き取り調査を基に推定したものです。

2. 家電リサイクル法に基づく勧告及び報告徴収

小売業者には、家電リサイクル法第 10 条の規定に基づき、排出者から引き取った廃家電を製造業者等に引き渡す義務が課せられており、本件は当該引渡義務違反に該当することから、平成 30 年 6 月 12 日付けで家電リサイクル法第 16 条第 1 項及び第 52 条に基づき、以下のとおり勧告を行うとともに報告を求めました。

(1) 勧告の名宛人

株式会社サカイ引越センター 代表取締役社長 田島 哲康

(2) 勧告の内容

排出者から廃家電を引き取ったときは、自ら当該廃家電を機器として再度使用する
場合、又は機器として再度使用し、若しくは販売する者に有償若しくは無償で譲渡する
場合を除き、家電リサイクル法第10条に基づき製造業者等に当該廃家電を引き渡すこ
と。

(3) 報告を求めた事項

①平成30年6月からの1年間における、奈良支社及び奈良南支社の毎月の廃家電の
引取り及び引渡しの状況

②平成30年6月からの1年間における、家電リサイクル法違反についてのコンプライ
アンス体制の強化を含む再発防止策の四半期ごとの実施状況

※報告期限 ①:当該月の翌月末まで

②:当該四半期の末月の翌月末まで

3. 引越業者の団体を通じた注意喚起

株式会社サカイ引越センターは引越業者であるところ、他の引越業者についても、家電リサイ
クル法上の小売業者に該当して廃家電の引取り及び引渡しを行っている場合があることか
ら、本件のような不適正な引渡しを防止し、家電リサイクル法の遵守を図るため、引越業者の
団体を通じ、引越業者向けリーフレット(平成30年2月作成)等も活用しつつ、適正な引渡し
についての周知徹底を行います。

また、他の小売業者についても、小売業者の団体を通じ、適正な引渡しについての周知を行
います。

4. 参考(会社概要)

会社名	株式会社サカイ引越センター
代表者	代表取締役社長 田島 哲康
本社所在地	大阪府堺市堺区石津北町56番地
主な事業	引越運送、引越付帯サービス業務

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省商務情報政策局 情報産業課 環境リサイクル室長 田中(伸)

担当者:鈴木、田中(雄)

電 話:03-3501-1511(内線 3981~7)

03-3501-6944(直通)

03-3580-2769(FAX)

環境省環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室長 小笠原

担当者:中根、高橋

電 話:03-3581-3351(内線 6804、7863)

03-5501-3153(直通)

03-3593-8262(FAX)

引越業者の皆様へ 家電4品目は「正しく」リサイクルしてください

参考資料

- ◆ 家電4品目（エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、家電リサイクル法の対象品目であり、家電4品目が廃棄物となったもの（以下「廃家電」という。）は、家電リサイクル法等に基づき適切に製造業者等に引き渡す必要があります。
- ◆ このため、お客様（排出者）から廃家電の処分（引取り）を求められた場合は、次の事項に注意して対応してください。

引越業者がとるべき適切な対応

① 引越業者が小売業者（家電4品目の販売を行う者）に該当する場合

小売業者は、家電リサイクル法において、以下の事項を実施しなければなりません。

➤ 消費者（排出者）からの引取義務

- 小売業者は、次の場合には、消費者（排出者）が排出する場所（自宅など）において、消費者（排出者）から廃家電を引き取る義務があります。

ア. 自らが過去に小売販売をした廃家電の引取りを求められたとき

イ. 対象機器の小売販売に際し、同種の対象機器に係る廃家電の引取りを求められたとき

※ア・イ以外の場合であっても、廃家電の引取りを行うことが可能です。ただし、引取りを行った場合には、下記の引渡義務や管理票の交付・管理・保管等義務が発生します。

➤ 製造業者等への引渡義務

- 小売業者は、廃家電を引き取ったときは、次の場合を除き、指定引取場所に運搬し、製造業者等に引き渡す義務があります。

① 自ら製品としてリユースする場合

② 当該廃家電を製品としてリユースする者（ex.消費者）に有償又は無償で譲渡する場合

③ 当該廃家電を製品としてリユース販売する者（ex.リユース業者）に有償又は無償で譲渡する場合

※②③については、譲渡先の者が適正にリユースをする又はリユース販売をする場合のみを指すものであり、「リユース利用」又は「リユース販売」を行うと称しつつ、実際にはそれを行わない者（いわゆる「不用品回収業者」など）に有償又は無償で譲渡することはこれに該当しません。

- このほか、収集運搬料金の公表・応答（リサイクル料金を含む。）義務や、管理票（家電リサイクル券）の交付・管理・保管等義務があります。

家電リサイクル法上の小売業者の義務についての詳細は、下記ページに掲載されている小売業者の義務に関する資料を御覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/shiryou.html



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry



環境省
Ministry of the Environment

②引越業者が小売業者（家電4品目の販売を行う者）に該当しない場合

- 廃家電の収集運搬を行うことができる一定の場合を除き、引越業者は、廃家電の運搬を行うことができません。引越し予定のお客様に対しては、前もって、家電4品目を処分する場合には、当該家電4品目を購入した小売業者などに依頼するか、小売業者に引取義務がない廃家電については市区町村に相談するよう伝えてください。

※小売業者や市区町村の引取りは、引越しの日の直前に依頼されても対応できません。引越しを行うお客様には前もって廃家電の処分の手配を行うよう伝えてください。

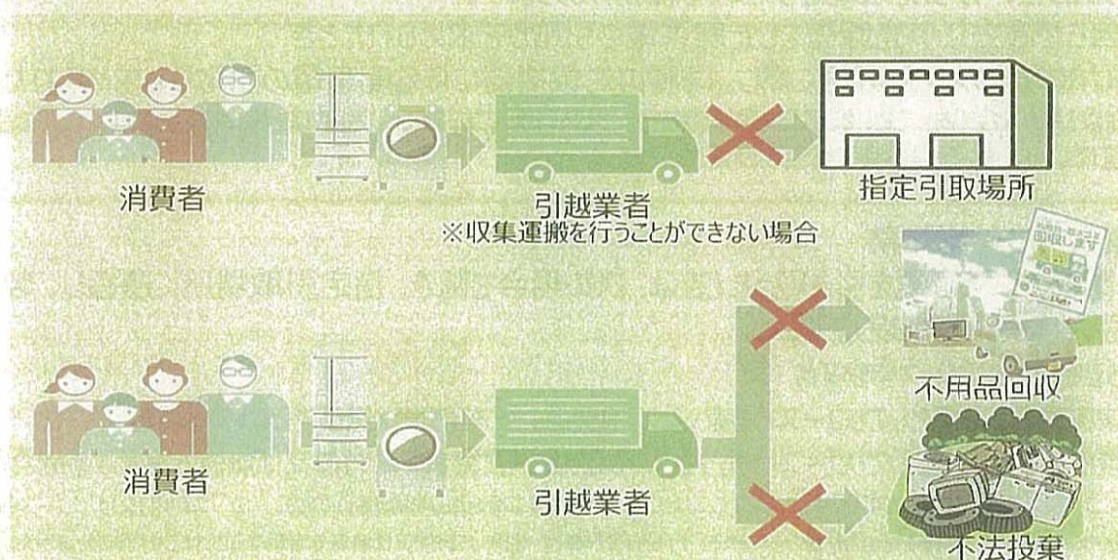
- なお、家電リサイクル法上の小売業者に該当しない引越業者が、廃家電の運搬を行うことができる場合とは、一般廃棄物収集運搬許可（事業所から排出される廃家電については、産業廃棄物収集運搬許可）を有する場合などです。

③引越しを考えているお客様に対して、廃家電の適正排出を依頼してください

「廃家電については家電リサイクル法等に則した適正な排出を行うよう、引越しを考えているお客様に依頼してください。（引越しを行う消費者向け資料をご活用ください。）」

引越業者がしてはいけないこと

- 廃家電の収集運搬を行うことができない引越業者が収集運搬を行った場合、廃棄物処理法に違反します。また、廃家電の収集運搬を行うことができる引越業者が、引き取った廃家電を製造業者等に引き渡さずに違法な回収業者等に引き渡した場合、家電リサイクル法又は廃棄物処理法に違反します。



経済産業省の家電リサイクル法特設サイト（消費者向けサイト）

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/fukyu_special/index.html

